

【病児保育 ゆめぎ保育園 利用規約】

住所 霧島市国分上小川

1555-10

第1条（名称）

本保育所の名称を「病児保育ゆめぎ保育園」（以下、ゆめぎ保育園という）とする。

第2条（所在地）

ゆめぎは霧島市国分上小川 1555-10 に設置する。

第3条（目的）

病気 ・ 病気の回復期 であり、集団保育の困難な児童を一時的に預かる業務を行うことにより、 地域社会の医療促進及び育児支援を目的とする。

第4条（保育看護の方針）

医師、看護師、保育士が連携して、病気の児童の保育・看護にあたることによって、児童が、病気・症状に合わせた適切な看護を受けられ、安全、適切に過ごすことができ、成長・発達に合わせた生活・遊びが保障されるよう配慮する。尚、ゆめぎ保育園は、プライマリ・ケアむろ内科と連携・協力して保育を行うものとする。

第5条（病児保育の方針）

1) 利用対象は0歳から小学校6年生までの児童で、（ 病気 or 病気の回復期 ）であり、学校、保育園、幼稚園などでの集団保育が困難な方、医療機関により病児保育の利用に際し許可が出た方を対象とする。

2) 定員は2名とする。

第6条（利用方法）

1) 利用時間は次のとおりとする。

①月～金の午前9時～午後5時とする。※土、日、祝日及び年末年始は休み

②利用当日は原則9時よりお預かりする。前日に小児科等で診察を受けた場合は直接受け入れを行う。

2) 予約は次のとおりとする。

①予約前日または当日までに、電話及びメールでの予約申し込みを受ける。

②予約のキャンセルは利用当日の午前中までとする。

③予約が満杯の際はキャンセル待ちの申し込みを受ける。

3) 利用申請は次のとおりとする。

①初めての利用の場合は、原則利用日前日までに事前登録を済ませておく。当日利用の場合は小児科等の「病児・病後児保育医師連絡票」を提出することとする。

②利用当日に「利用申込書」「与薬依頼表、お薬手帳もしくはコピー」を提出する。

4) 利用終了後（児童のお迎え）は次のとおりとする。

①保護者はゆめぎ保育園が提供する範囲で利用時間を決め、時間に遅れる際には必ずゆめぎ保育園に連絡をする。

②両親以外がお迎えに来る場合は、保護者が事前にその旨をスタッフに伝え、迎えに来る者は身分を証明できるものを持参し提示する。

第7条（医療行為について）

② 預かり時間内に必要な医療行為（鼻汁吸引・薬液吸入など）を行うことがある。

②病状悪化時に、保護者に連絡後、必要な場合は小児科等に、スタッフが付き添い移動し医師の診察を受けることがある。その際必要な検査（採血など）処置（点滴など）をすることがある。

第8条（利用料金など）

① 基本料金は国分ゆめぎ園児は無料とし、それ以外の利用者については1日1,000円とする。

② 国分ゆめぎ園児以外の利用者は着替え、おむつなど必要な身のまわりのものは各自で用意する。用意したものに不足が生じ、やむをえず当園が調達したものについては別途料金を徴収する。

第9条（料金の支払方法）

利用料金の支払いが発生する場合は、月末払いの現金徴収とする。

第10条（秘密保持）

ゆめぎ保育園に従事する職員は、本契約に基づく業務上知り得た児童・保護者及びその家族の情報を秘密として扱い、法令に基づく要請を除き、許可なく第三者への提供はしない。職員の守秘義務は退職後においても同様の扱いとする。

第11条（補償制度）

ゆめぎ保育園を利用するにあたり、万一事故などが発生した場合、保険適用範囲内において補償を受けることができる。但し病状悪化等、当園の責に帰すことができない事由による事

故の場合はこの限りではない。

第 12 条 (利用制限)

次の各号のいずれかに該当する場合は、保育の途中に関わらず利用を制限し、また受け入れを拒否する場合がある。

- ① 同意児童の病状により、保育が不適切だと医師が判断した時
- ② 暴風警報、地震注意報などが発令され保育が困難な時
- ③ 感染の流行により他の児童への影響が高い時
- ④ 当園の保育方法、医師の診察をしない時
- ⑤ 本利用規約に同意しない時

第 13 条 (保護者の義務)

児童の保護者は、ゆめぎ保育園を利用する間、「病児または病後児保育利用申込書」に記載した緊急連絡先に〇〇小児科が常に連絡でき、緊急時でも保護者の意思が確認できるよう努めなければならない。

第 14 条 (規約の変更)

本規約の変更はゆめぎ保育園が定め、その効力はすべての利用登録者に帰属する

以上の利用規約内容に同意し、下記に署名いたします。

令和 年 月 日

利用児童名 _____

保護者名 _____ 続柄 () (印)

(TEL - -)

住所 _____